

## 令和2年度福祉・介護職員等特定処遇改善手当支給状況

### 支給方法について

※特定処遇改善一時金（すでに賃金年額440万円以上の職員は当該改善の対象外）

#### A 経験・技能のある障害福祉人材

勤続10年以上の職員で介護福祉士、社会福祉士、精神福祉士の資格を保有する者及びサービス管理責任者研修修了者。特例措置として、勤続8年以上の経験・技能のあるリーダー的な立場の者。

改善額が月額8万円以上又は賃金年額440万円以上

#### B 他の障害福祉人材

経験・技能のある福祉人材に該当しない福祉職員  
改善額はその他の職種の賃金改善額の2倍以上。

#### C その他の職種

障害福祉人材以外の職員（看護職員、栄養士、事務職員等）

### ①支給人数（パート職員含む）（人）

	あおぞら	日中活動	グループホーム	合計	常勤換算数
経験・技能のある障害福祉人材	2	3	1	6	6
他の障害福祉人材	12	3	5	20	33.75
その他の職種	6	2	0	8	8
合計	20	8	6	34	47.75

### ②支給総額（パート職員含む）（円）

	あおぞら	日中活動	グループホーム	合計
経験・技能のある障害福祉人材	536,000	1,861,000	0	2,397,000
他の障害福祉人材	1,620,700	526,900	972,700	3,120,300
その他の職種	276,000	92,000	0	368,000
合計	2,432,700	2,479,900	972,700	5,885,300

### ③一人当たりの平均額（円）

	平均額
経験・技能のある障害福祉人材	399,500
他の障害福祉人材	92,453
その他の職種	46,000